



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2018年7月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
 業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

2019年10月1日から消費税10%へ

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。それと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

◆軽減税率の対象になるものは？

飲食料品：酒類を除く飲食料品。ただし、外食は対象外になります。

新聞：週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものに限りです。
 (ただし、インターネット版は除きます。)

◆リース契約はどうなるの？

2019年10月1日より前に契約したリース契約については、現行の8%が適用されます。

◆事業をしていると何か変わるの？

2019年10月1日以降、現行の「請求書等保存方式」から「区分記載請求書等保存方式」に変わります。

請求書に、軽減税率の対象品目であるものに「※」印等をつけて明記をすること、さらに、8%対象の金額・10%対象の金額・その合計の金額を記載する必要があります。

◆免税事業者の方も影響が？

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

「区分記載請求書」 (イメージ)

請求書	
〇〇御中	
□月分 21,800円 (税込)	
□月1日 牛肉 2kg	※ 5,400円
□月8日 割りばし4組	5,500円
~~~~~	
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円)
	(8%対象 10,800円)
△△(株)	
※は軽減税率対象であることを示します。	

わからないことがあれば、当事務所までお問合せください。

(西口 記)

